

# 上天草市リフォーム等支援補助金 申請手続の進め方

## ※注意事項※

お問い合わせ先：都市整備課（直通）0969-28-3366

- ・補助金交付決定前に完了または着手している工事は、補助の対象となりません。
- ・補助金の交付は申請する住宅につき、1回限りです。（過去に補助金を受けていた事が判明した場合は、補助金を返還して頂きます。）
- ・上天草市の他の補助金を受けている工事は、補助の対象となりません。
- ・工事は市内施工業者が行うものに限りします。

### 申請者

#### ①補助金交付申請【随時受付（予算がなくなり次第終了します）】

- 補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 市内施工業者の作成した工事見積書
- ※複数の業者が工事する場合は、各業者の見積額およびその合計金額が表記されたものを添付してください。
- 住宅の位置図
- 工事箇所の写真（工事前のもの）※A4用紙に印刷または貼付けて下さい。
- 市税納付状況等確認同意書（世帯員全員の直筆署名）
- 固定資産名寄帳証明書又は登記事項証明書

市

#### 補助金交付決定【申請受付から10日程度】

申請書を審査し、補助金の交付決定後、申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付します。決定通知書が届きましたら、工事着手可能となります。

#### ②工事着手

交付決定を受けた工事内容、金額等に変更が生じた場合は、変更申請が必要となります。

#### ③実績報告【工事完了後、30日以内に提出。】

- 補助金実績報告書（別記第6号様式）
- 工事箇所の写真（工事後のもの）※A4用紙に印刷または貼付けて下さい。
- 工事実績内訳書（施工業者が作成したもの）
- 工事代金領収書及び領収書の写し（原本は確認後、返却します。）

#### 補助金交付確定【現地確認検査から10日程度】

書類審査および現地確認検査を行い、交付決定内容に適合していることを確認後、申請者へ「補助金交付確定通知書」を送付します。

#### ④補助金請求

- 補助金請求書（別記第8号様式）※補助金の振込先は申請者名義の口座となります。

#### 補助金交付【請求書の提出から30日以内】

確定した補助金の額を指定の口座へ振込みます。ただし、振込の通知はありませんので、ご自身で記帳等により入金を確認して下さい。

## ※交付決定を受けた工事内容、金額等に変更が生じた場合

#### ① 補助金変更申請【申請内容に変更が生じた時は、速やかに提出。】

- 変更交付申請書（別記第4号様式）
- 市内施工業者の作成した工事見積書（変更後のもの）
- 工事箇所の写真（工事前のもの）※工事箇所に変更が生じた場合
- ※補助金の増額申請はできません。

#### 補助金変更交付決定【変更申請書の提出から10日程度】

変更申請書を審査し、内容が適当であれば「補助金変更交付決定通知書」を送付します。

工事着手前

着工

工事完了後